

## 2020年度「よりそいホットライン」事業 0JT相談員の募集要綱

### (全国対象及び被災三県対象)

一般社団法人社会的包摂サポートセンターは、2020年度において厚生労働省の補助事業である「寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）」を実施しています。

#### 【事業の目的・概要 全国】

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大している。特に東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっている。また、生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。

このため、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業を実施することにより、社会的包容力の構築を図ることを目的とする。

#### 【事業の目的・概要 被災地】

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大している。特に東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっている。また、生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。

このため、東日本大震災の被災地において、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業を実施することにより、社会的包容力の構築を図ることを目的とする。

つきましては、以下の要領で、0JT相談員を公募いたします。上記、事業目的や概要にご理解いただき、0JT相談員を希望される方は、締切までに指定された方法で説明会への参加希望のエントリーを行ってください。

【募集期間】 2020年11月1日（日）～11月30日（月）まで（必着）

【事業の実施期間】 登録の日から2021年3月31日まで

【稼働地域】 東京都 多摩地域

【勤務時間】 ①夕勤（16：00～22：00）  
②夜勤（22：00～翌9：00）\*休憩あり

【勤務条件】 週1回以上勤務可能な方・夜勤可能な方優遇（週1～）  
【賃金】 ¥1,200／時間 以上 （\*能力に応じて昇給の可能性あり）  
深夜勤務手当あり、賞与なし、各種手当なし

【雇用形態】 契約社員

【休日】 有給休暇制度あり

【応募方法】 添付の申請用紙に必要事項を記入の上、タイトルを「よりそいホットライン相談員登録者申請」として、以下の専用受付アドレス [koubo3@since2011.net](mailto:koubo3@since2011.net) まで提出してください。

【募集する相談員の応募資格】 1、2の条件を満たす方で、3、の条件に該当する方、もしくは寄り添い型相談支援事業に興味と意欲をもって取り組むことができる方。

**1 コンプライアンス** 以下に該当しないこと

- ・ 懲役刑以上の刑事罰を処せられた者
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）である者（過去に反社会的勢力であった者を含む。）、又は、反社会的勢力の関与のおそれがある者
- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の業務に関連するハラスメントにより何らかの処分を受け、又は、損害賠償義務を課されたことがある者
- ・ その他「よりそいホットライン」の趣旨にそぐわない行動が認められる者

**2 クライテリア** 以下に適合すること

- ・ いかなる相談者に対しても敬意と尊重の気持ちと姿勢を持ち、対等な対人関係を結べること。特にジェンダーなど社会的な差別や偏見に対して問題意識を持ち、配慮ある対応ができること。
- ・ 「対話」を基本として、よく聴き、聴きとった内容を適切に相談者へ伝え直しながら、コミュニケーションを繰り返す電話相談対応ができること。
- ・ 適切なやりとりを通して相談者の生活背景や思いや願いなどを想像し、相談者の言語化を支援して「アセスメント」ができること。
- ・ アセスメントに基づき電話相談の限界を踏まえ、適切な支援方法を選択して提供することができること。
- ・ 社会資源及びその利点、活用方法についての豊富な知識を有していること。
- ・ 限られた時間内に的確な相談対応を行い、その内容を主訴、悩みの種類、相談に至った背景や経過などを正しく記録できること。
- ・ 常に自己覚知を意識し自分自身の相談対応を振り返り、相談者や他の相談員などから学ぶ姿勢があり、他者の助言や意見を聞き入れることができること。
- ・ 知識・技術が不足している相談員の場合は、当法人が指定する内容を含む研修を地域センターが企画・

実施し、受講すること。

- ・当法人の倫理綱領、行動規範に基づいて行動することができること

### 3 資格等

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、もしくはそれに準じると思われる資格を有している方。
- ・又は、資格取得見込み、その他、資格取得に向けて大学や専門学校、大学院等で学ばれている方。
- ・相談援助、対人支援に関心を持ち、積極的に学ばれている、又は学ぶ意欲のある方。

## 【応募者の審査及び決定の通知と業務実施までの流れ】

### 1 書類選考

書類到着後、1週間以内に申請用紙に記入されているメールアドレス宛に個別にご連絡いたします。下記、面接に向けてご準備ください。

### 2 事業説明会

日時：令和2年12月5日（土）10：00～

（人数によってはコロナ感染症対策の観点から、別日で設定する可能性もあります）

会場：エントリーいただいた方に直接ご連絡致します（中央線沿線）。

### 3 研修

日時：上記事業説明後、個別で日時を調整させていただきます。

（相談モニタリングも含め、20時間程度）

会場：事業説明参加者にのみ、詳細をご案内させていただきます。

### 4 面接

日時：研修受講者にのみ、詳細をご案内させていただきます。

会場：研修受講者にのみ、詳細をご案内させていただきます。

### 5 その他

- ・エントリーシート選考の結果、当法人の選考基準を満たされた方のみ、説明会にご参加いただくことができます。選考結果は、エントリーシート提出後、担当者より1週間以内にエントリーいただいたメールアドレスにご返信いたします。
- ・最終合格者に限り、業務開始までの詳細をご案内させていただきます。
- ・選考結果に関するご質問には、ご対応しかねます。

以上。